

事務連絡
令和6年7月9日

各事業所 管理者 様

高萩市高齢福祉課長

過誤請求に伴う高額介護（予防）サービス費に係る対応について（通知）

日頃より高萩市の介護保険事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご存知のとおり介護保険制度には、1か月に支払った利用者負担額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた分が申請により利用者等に払い戻される【高額介護（予防）サービス費】があります。

高額介護（予防）サービス費は、事業所からの保険請求に基づき算定されることから、事業所において請求誤り等が発生し、請求が取り下げられる等の対応がされた場合、既に支給している高額介護（予防）サービス費に変動が生じることになります。

このような場合の本市における対応方法について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

【追加支給の場合】

追加支給となる場合は、事業所、利用者共に特段の手続きは必要ありません。

【返還の場合】

- ① 担当者から返還内容等について事業所へ連絡し、返還に係る納付書等を事業所宛てに郵送します。
- ② 請求に過誤があったこと及び過誤により既に支給している高額介護（予防）サービス費に返還が生じることについて、事業所から利用者又は利用者家族に説明をお願いいたします。
- ③ 利用者又は利用者家族に、会計課又は金融機関で納付していただきます。

お問合せ先 高萩市高齢福祉課 介護保険 G Tel 0293-22-0080
